

# 令和3年夏の人傷保険覚え書き

弁護士、甲南大学法科大学院教授 森澤武雄

## 1 はじめに

(1) 人身傷害補償保険・人身傷害保険（以下「人傷保険」という。）は平成10年10月に、当時の東京海上火災保険株式会社が発売を開始し、その後、他の損害保険会社も人傷保険の販売を開始した<sup>1)</sup>。人傷保険は任意自動車保険に付帯して加入する（付帯しないこともできる）が、損害保険会社11社における平成28年9月時点での人傷保険付帯率は90%を超えているとのことである<sup>2,3)</sup>。

保険実務としては、いわゆる人傷一括払が運用されている。人傷一括払とは、交通事故の被害者に対して、人傷保険の保険者（以下「人傷社」という。）が人傷保険金の支払の際に加害者が加入している自賠責保険金相当分も併せて支払い、その後、人傷社が自賠法16条1項の直接請求権を代位請求するシステムである<sup>4)</sup>（この「代位請求」との表現は、不正確かもしれないが、被保険者に代行して行う、あるいは被保険者に承諾を得て自賠責保険から損害賠償額を取得するとの意味も含めて用いる）。また、人傷保険の後遺障害等級認定は損害保険料率算出機構に調査を委託しているので、実際上は自賠責保険に後遺障害損害を自賠法16条1項に基づいて請求したときの後遺障害認定結果と人傷保険の後遺障害認定結果とが異なることは想定できない。

## (2) 実際の人傷保険の運用

### ア 対人一括払か人傷一括払か

加害者が存在する保険事故が発生したとき、まず加害者が加入する任意自動車保険会社（以下「対人社」という。）は被保険者たる加害者から事故発生状況を聴取し、事故形態や道路状況から被保険者の過失が被害者側の過失よりも大であると判断される場合は、いわゆる任意・自賠一括払、対人一括払とよばれる手続をとり、被害者の入通院している医療機関に連絡を取って、治療費の請求を対人社に行うように依頼する。これに対して、被害者側の過失が加害者側の過失よりも大であると判断される場合は、事故当事者、当事者双方が加入している自動車保険会社が連絡を取り合って、人傷一括払いを選択する方向で調整することになる。つまり、厳密、精緻なルールが構築されているわけではないが、被害者と加害者の事故発生に関する過失を比較し、被害者の過失が大と見込まれるときは人傷一括対応、加害者の過失が大と見込まれるときは対人一括対応と振り分けられる。

イ 軽微物損事案では人傷保険の対応が困難な場合、症状固定時期の紛争が人傷社と生じる場合があること

アで述べたとおり、加害者・被害者間の過失割合に応じて、対人一括対応か人傷一括対応かに振り分けが生じるのだが、振り分けが生じた後はスムー

1) 「自動車保険の解説」編集委員会「自動車保険の解説 2017」364頁（保険毎日新聞社 初版 2019年）

2) 「自動車保険の解説」編集委員会・前掲注1、364頁

3) イーデザイン損保のHPでは2020年度のデータで付帯率98%、三井ダイレクト損保のHPでは2019年4月～2020年3月始期の保険において付帯率90.1%との記載がある

4) 永沢徹「人身傷害補償保険」山下友信＝永沢徹『論点体系 保険法1』372頁（第一法規 平成26年）。

ズかといえばそうではない。事故形態からすると、たとえば追突事故の追突車の運転者が加害者であるとき、加害者の過失大は明らかだから、対人一括対応になる。ところが、双方の車両の損傷状態が軽微で、被害者の受傷に疑義があるとき、対人社が賠償金の支払いを拒否することがある。かかる場合は、人傷保険への請求は可能であるが、現実問題としては被保険者の受傷の有無が不明として人傷社から保険金支払を留保されることが多い。対人社がこのような事案で賠償金、一般的には治療費の支払いを拒否するときは、対人社が自賠責保険に因果関係の事前認定の手続を行っていることが多く、自賠社から対人社へ因果関係が認定できないとの通知がなされている。人傷保険を支払った後に、人傷社は保険約款又は保険法に基づいて被害者が有している自賠法16条の直接請求権を代位行使するが、対人社による事前認定手続の際に因果関係否認の結論があるときは、直接請求権行使のときも因果関係は否認され、人傷社としては直接請求権の代位行使による人傷保険金の回収ができなくなる。このような現象が生じかねないため、被保険者は人傷保険からも保険金支払を留保される。この状況を覆すには、被保険者(被害者)が自賠法16条に基づいて直接請求権行使、異議の申立等を行うか、加害者・対人社を被告又は自賠責保険会社(以下「自賠社」という。)を共同被告として訴訟提起するしかない。

同様に、対人社から症状固定との通知を受けた被害者から、人傷保険を利用して通院継続が可能か(あるいは休業損害の支払の継続が可能か)との相談を受けることがある。症状固定時期の争いの場合、対人社が症状固定時期と評価していることと異なる判断を人傷社が行うことは、医学的な証拠の評価としては相当難しいといわざるを得ない。しかしながら、対人社の医学的な判断が誤っている可能性はあるから、人傷保険金支払いのハードルは、軽微物損事故による紛争のときよりは低いといえるであろう。

### (3) 人傷保険の約款について

人傷保険は、出発となる統一約款が存在しないので、開発会社である東京海上日動社の約款を参考に約款の検討、解説が行われていることが多い。人傷保険約款の規定内容や条項の配列は、損害保険会社各社ともほぼ共通であるが、表現が統一されていない部分もある。もっとも統一されていないといっても、2種類程度であって、ばらばらという意味ではない。約款解釈として意図しているところは、原則として各損害保険会社共通であるから、A社の人傷保険約款では保険金が支払われるが、B社のそれでは保険金が支払われないとの事態は通常生じない。しかしながら、人傷保険の約款の表現によって、契約の解釈を行うのだから、A社とB社とでは人傷保険金支払いに関する結論が異なる可能性は、完全には否定できない。

### (4) 令和2年の2つの福岡高裁の判決

人傷保険が開発され30年経過すると、約款解釈上の問題点や保険金支払の運用に関する問題点について、最高裁判所判決や下級審裁判所の判決の集積が認められるようになった。

① 人傷保険の保険代位の範囲について判示した最高裁平成24年2月20日第一小法廷判決(民集66巻2号742頁)、同一問題が争点になった最高裁判所平成24年5月29日第三小法廷判決・集民240号261頁)があった。これらの最高裁判決の結論、理由はもとより、補足意見に注意する必要がある。第一小法廷判決に関しては宮川光治裁判官の補足意見があり、「平均的保険契約者の理解」との表現、「本件約款の人身傷害条項は、賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額等がある場合は、保険金の額はそれらの合計額を差し引いた額とすると定めている、これを字義どおり解釈して適用すると、一般に人身傷害条項所定の基準は裁判基準を下回っている、先に保険金を受領した場合と比較すると不利となることがある、そうした事態は明らかに不合理であるので、上記定めを限定解釈し、差し引くこと

ができる金額は裁判基準損害額を確保するという「保険金請求権者の権利を害さない範囲」のものとするべきであると考えられる。」との指摘がある。また第三小法廷判決において、田原陸夫裁判官が補足意見を述べており、「同一の約款の下で、保険金の支払と加害者からの損害賠償金の支払の先後によって被害者が受領することができる金額が異なるように、現行の保険約款についての見直しが速やかになされることを期待するものである。」とした。これらの判決、補足意見が約款改定に影響を与えたことは否定できない。

他方で、人傷保険金請求を加害者への賠償金請求後に行ったときの、人傷約款上の損害が裁判基準に変更されるかについては、大阪高裁平成24年6月7日判決（高等裁判所民事判例集65巻1号1頁）や東京高裁平成26年8月6日判決（判例タイムズ1427号127頁）で被保険者側の請求が棄却されることになった。これらの判決を受けて、現行の各社の約款は下記のとおりになっていることが多い。

「次のいずれかに該当するものがある場合において、その合計額が保険金請求権者の自己負担額（筆者注 被保険者の過失分）を超過するときは、当会社は、(1)の保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。なお、賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が別紙に定める人身傷害条項損害額基準と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、自己負担額の算定にあたっては、その基準により算出された額を第7条（損害額の決定）の規定により決定される損害額とみなします。」

第7条（損害額の決定）の規定により決定される損害額	+	前条の費用	=	損害額
---------------------------	---	-------	---	-----

【参考】 上記約款の(1)の内容

(1) 1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

(2) 人傷保険の素因減額について扱いについては、大阪地裁平成24年9月19日判決（交通民集45巻5号1164頁）<sup>5)</sup>、被保険者が死亡したときの人傷保険金の帰属については、東京地裁平成27年2月10日判決（ウエスト・ロー文献番号2015WLJPCA02106001）等があったところ、保険法施行後に締結された人傷保険に関して、福岡高裁令和2年5月28日判決が相続構成を採用した（判例時報2480号28頁、判例タイムズ1482号64頁、金融法務事情2158号48頁）。

(3) 疾病免責条項がない場合の「外来性」については、最高裁判所平成19年10月19日第二小法廷判決（集民 第226号155頁、判例時報1990号144頁）がある。

(4) 人傷一括のときに、人傷社による自賠償保険の直接請求の代位が行われた場合の、加害者の損害賠償債務における損益相殺処理の可否について東京地裁平成21年12月22日判決（交通民集42巻6号1669頁）があり、下級審では損益相殺処理を否定していたが、福岡高裁令和2年3月19日判決（判例タイムズ1478号52頁、金融商事判例1617号44頁）は損益相殺処理を認めた原審判決を維持した。この損益相殺の問題は後で述べる。

なお、福岡高裁令和2年3月19日判決、福岡高裁令和2年5月28日判決ともに上告されている。

(5) 本稿の目的及び用語について

人傷保険の保険金算定、保険金支払後の代位など実務上の問題点は多数あるところ、福岡高裁の2つ

5) 同判決の解説については、甘利公人・交通事故判例百選第5版（別冊ジュリスト233）222頁以下が詳しい。

の判決を踏まえ、実務上の注意点に関し検討を行う。ただし、人傷保険の本質的な問題、たとえば人傷保険は傷害疾病損害保険が傷害疾病定額保険か等の論点は、筆者には到底手に負えないので、必要に応じて学説・論者を紹介するにとどめるのでご容赦いただきたい。本稿は、人傷保険約款の解釈について見解を求められる弁護士の覚え書きのレベルである。略語については、既出の人傷、人傷社、対人社以外に以下のとおりとする。

人傷保険の被保険者と保険金請求権者が分離していると考えられるときは、人傷約款に忠実に、保険金請求権者と記載する<sup>6)</sup>。保険事故で人身損害が生じている者を被害者、被害者に対して損害賠償債務を負う者を加害者とする。自賠責保険の引き受け保険会社を自賠社、自賠法16条1項による請求を被害者請求という。

## 2 人傷保険が定着することによって、紛争形態に変化が生じたか

(1) 現行の自動車保険では、人傷保険の適用があるときは、自損事故傷害特約、無保険者事故傷害特約（無保険者傷害危険補償特約）に基づく保険金の支払は受けられない構造となっている。このため、自損事故傷害特約や無保険者事故傷害特約の約款解釈に関する問題は、人傷保険の約款解釈（たとえば有無責任判断）に集約されることになる。

次に、人傷保険の保険金額（保険金支払限度額）については、無制限とする商品も販売され、各損保会社において年齢や家族構成を参考にした保険金額の目安を示している。人傷保険の加入率は2020年

3月末時点で70%を超えており、対人賠償保険、対物賠償保険の加入率とあまり変わらない水準になっている<sup>7)</sup>。人傷保険の付帯率については1で述べたとおりであり、90%を超えているとの報告がある。そうであれば、交通事故損害賠償請求訴訟の件数は減るのではないか、つまり被害者から見れば、対人賠償責任保険、人傷保険がそれぞれ保険金支払に対応するから、被害者対加害者・対人社の先鋭的な紛争は減少するのではないかとの推測が生じるが、実際の状況はそれほど単純なものではない。弁護士白書2019年版<sup>8)</sup>によると自動車保険に付帯して加入する弁護士費用特約の販売件数が2800万件を超えていると報告している<sup>9)</sup>。2(2)の部分で述べたとおり、被害者が人傷保険に加入している場合、訴訟を提起することによって被害者が受領できる損害賠償金、人傷保険金が、訴訟を提起しない場合よりも確実に増えるケースがあるため、訴訟を提起しないという選択が見いだせないことがある。訴訟提起に関しては弁護士特約によって、保険会社から弁護士費用のてん補を受けることができるから、同特約に加入している以上は、後顧の憂いなく弁護士に委任できる。結局のところ、人傷保険金の支払いをも念頭に置いた、加害者・対人社を被告とする訴訟という、新手の訴訟形態が生じることになった。この新手の訴訟形態について、問題意識を共有していただくため、以下のとおり具体的に言及したい。

(2) 人傷保険金の支払を念頭に置いた、加害者・対人社を被告とする損害賠償請求訴訟とはどのようなものか<sup>10)</sup>

6) 被保険者と保険金請求権者が分離することがあるのかという点が、福岡高裁令和2年5月28日判決では問われていて、最高裁判決の内容によっては、保険金請求権者という表現について見直しが必要とされる可能性がある。

7) 損害保険料率算出機構 自動車保険の概況2020年版118頁

8) 日本弁護士連合会 2019年11月

9) 損害保険料率算出機構「自動車保険の概況 2019年度」(2020年5月発行) 106頁によると、新規の自動車保険の加入台数は6819万9547台となっている

10) 対加害者等請求を裁判に持ち込むインセンティブが働くこと、裁判外で和解することによって弁護過誤が問題になること、弁護士費用保険が不保されていることによって提訴が費用的に容易であることを指摘するものとして、洲崎博史「対加害者訴訟と対人傷社訴訟 一人身傷害補償保険に関する一考察」法学論叢180巻5・6号243頁。



## 設例1

人傷保険の被保険者Aは、保険金額3000万円の人傷保険（人傷社Z）に加入していた。Aは自動車運転中にY運転の自動車に追突されて死亡した。裁判基準の損害額は6000万円、人傷基準の損害額は5000万円、自賠責保険の保険金額・査定額3000万円と見込まれるところ、Yは任意自動車保険に加入しておらず、かつ無資力である。人傷社Zの人傷保険約款には、「賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が別紙に定める人身傷害条項損害額基準と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、自己負担額の算定にあたっては、その基準により算出された額を第7条（損害額の決定）の規定により決定される損害額とみなします。」との定めがあった<sup>11)</sup>。裁判基準の損害額と人傷基準の損害額との差額1000万円は、死亡慰謝料の基準（裁判基準の精神的損害3000万円、人傷基準の精神的損害2000万円）から生じていた。

Aの唯一の相続人Xは、人傷社Zに人傷保険金を請求すると、人傷保険金と自賠責保険金の合計で5000万円の填補を受ける（注 人傷損害額5000万円－保険金額3000万円＝2000万円が「自己負担額」であるところ、自賠責保険の保険金額3000万円がこの自己負担額部分にまず充当され、引き切れない3000万円－2000万円＝1000万円が、人傷保険金から削減される。）。

ところが、XがYを被告として損害賠償請求訴訟を提起し、裁判所がYに6000万円の支払いを命じる判決をなし、これが確定すると、自己負担額部分が6000万円－3000万円＝3000万円になって、前段落の計算よりも1000万円増える。自己負担額部

分は自賠責保険の保険金額と同額になって、人傷保険金は3000万円全額の支払いが可能になる。Yの資力に関するリスクは、人傷社Zが全額引き受けることになる。

## 設例2

設例1の場合で、Yは保険金額無制限の任意自動車保険に加入していた。Aが急停車したことに關して、Aに1割程度の過失相殺が認められるべきであるとの争点も発生していた。XがYに損害賠償請求訴訟を提起したところ、裁判所は損害額を6000万円としたが、過失相殺減額600万円とし、Yに対してXに5400万円を支払うように判決で命じた。この場合も、設例1と同様の現象が生じる。自己負担額は、判決によって6000万円－3000万円＝3000万円に人傷保険約款上変更される。自賠責保険金額3000万円はこの部分に充当されるから、人傷保険金の計算上自賠責保険金は引かれることがなくなり、Xは人傷保険金3000万円を請求できる（ただし、Yの加入している対人社がXに5400万円支払うので、裁判基準損害額6000万円－加害者側から受領した5400万円＝600万円を人傷保険に請求することになる）。

他方で、裁判所が損害額を5500万円とし、過失相殺は認めなかったときは、自己負担の計算は5500万円－3000万円（人傷保険金額）＝2500万円になる。自賠責保険金3000万円に関して、なお500万円引き切れない部分が生じ、人傷保険金は3000万円－500万円＝2500万円と計算できる。自賠責保険金と合算してXが填補を受ける損害は5500万円である（対人社は5500万円支払うから、人傷保険への請求はなしと想定される）。

過失相殺と損害額とを比較すると、人傷保険からの支払を考慮すれば、訴訟で過失相殺が争点となる

11) 損保ジャパンの約款は表現がシンプルで、裁判基準損害額が適用される場合が明確である。以下は同社の約款の抜粋である。

(1) および (2) の規定にかかわらず、賠償義務者があり、かつ、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額を決定するにあたって、判決または裁判上の和解において (1) および (2) の規定により決定される損害額を超える損害額（注3）が認められた場合に限り、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額を決定するにあたって認められた損害額（注3）をこの人身傷害条項における損害額とみなします。ただし、その損害額（注3）が社会通念上妥当であると認められる場合に限りです。

ことによる被保険者・保険金請求権者の不利益は、損害論よりも小さい。過失相殺減額の割合が0%か10%か20%かは争う意味がない（Aの過失割合が8割近くになると、自賠償保険の重過失減額が問題になりそうなので、過失相殺を争う意味がなくなるわけではない）。死亡慰謝料の額は人傷基準からの増減全額が、保険金請求権者の損害填補額に直接影響することになる。

他方で、被保険者の過失割合は、人傷社から見ると人傷保険金支払後の代位求償可能額に影響するから、過失相殺減額の割合については利害が大きくなる（もちろん人傷社はXY訴訟の当事者ではないし、判決効が拡張される立場にはないから、XY訴訟確定後にZがYを被告として求償訴訟が提起されたときは、過失割合についてYZ共に争うことはできない）。かかる結果から、Xは過失割合について争うことにはさほど関心がなく、損害論に関して主張立証に注力する傾向が強くなる<sup>12)</sup>。

### 設例3

設例2の場合（Yは保険金額無制限の任意自動車保険に加入している）で、XがYに対して、既払金を除いて6000万円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起した。裁判所が訴訟上の和解を勧告し、既払金を除いた損害賠償債務の額を5000万円とする心証開示を行った。

XY間の対立が深刻なとき、特に感情的なわだかまりが強いときに、損害費目や過失割合を含めて裁判所が心証開示すると、和解に必要な互譲が得られにくいことがある。そのこともあって、この設例のような和解の勧告、心証開示も従来は見受けられたが、人傷保険の保険金請求に関連して、このような和解勧告は、Xが拒否する可能性が高い。人傷約款上、訴訟上の和解による場合も、損害が裁判基準損害額に変更されることになるが、和解の内容が単に支払金額だけの定めになると、訴訟の審理によって、

①その基準が人傷基準と異なる基準により算出されたのか、②その基準が社会通念上妥当なものが適用されたのか、が人傷社では判断できない事態が生じる。その結果、Xは人傷保険からの支払を受けることができなくなる可能性があるから、和解案を受諾することができない。

そのほかにも遅延損害金の受領額、弁護士費用特約を利用している場合の保険金による弁護士費用でん補可能性などが関連して、訴訟上の和解を行うには細心の注意が必要となる。

以上の設例1ないし3のとおり、人傷保険からの支払額が背景にある訴訟の提起や当事者の訴訟活動が生じる。

### (3) 人傷社の訴訟参加

(2)で述べたとおり、過失相殺が争点として劣化することや損害額の認定が人傷保険金の支払額の増加を招く可能性があることもあって、人傷社が被害者・加害者間の損害賠償請求訴訟において独立当事者参加（民訴法47条）の申立を行うことがある。一般的には、当事者参加人である人傷社が加害者のみを相手として、片面的参加を行うことが多いように思われる。なお民訴法47条は民訴法40条1、2項の適用がある。

また、被保険者と人傷社がそれぞれの権利を訴訟物として、加害者を相手に原告側複数の共同訴訟を提起することもある。この共同訴訟は通常共同訴訟（民訴法38条）なので、同法39条の適用があり、たとえば人傷社が控訴しても、被保険者の訴訟は移審しないので、控訴する場合に注意が必要となる（人傷社が被保険者に補助参加（民訴法42条）しておくのが無難かもしれない。補助参加していれば、被保険者補助参加人として控訴できる。また民訴法46条の適用によって被保険者と人傷社間の紛争を

12) ちなみに、過失相殺論と損害論との間にかような格差があることは、裁判官、訴訟代理人共に認識しているが、訴訟上の和解協議で当事者からこのような意見が述べられることはまずない。

未然に防止できる余地もある)。

もっとも、設例1、2で検討したように、人傷基準額から裁判基準額に損害額が変更されることによって、人傷保険金の支払額が増加することがあるので、被保険者と人傷社との間で、少なくとも経済的利害は対立することがあるので、人傷社が被保険者に補助参加することや、共同原告として提訴することには慎重にならざるを得ない場合もあり得よう。

### 3 被保険者・保険金請求権者が訴訟提起する動機になる、人傷保険の損害額について

人傷保険に加入して人傷基準損害額を保険金として満額受領できることが期待できるのに、被保険者・保険金請求権者が原告になって、加害者や対人社を被告として訴訟が提起されることがある。人傷基準損害額と裁判基準損害額との乖離が原因の一つであるが、死亡損害、後遺障害損害、傷害損害に分けて検討してみる。

#### (1) 死亡による損害について

人傷保険約款の人身傷害条項損害額基準によれば、被保険者の死亡による損害を構成する死亡慰謝料は被保険者の属性別によって1900万円～2400万円となっている。赤い本<sup>13)</sup>、青本<sup>14)</sup>、みどり本<sup>15)</sup>に記載されている死亡慰謝料の基準を若干下回っている。そして、加害者側飲酒による死亡事故、ひき逃げを伴う死亡事故等においては、死亡慰謝料が裁判基準損害額では3000万円を超えることもある。このような場合は、保険金請求権者(被保険者の相続人等)は、人傷保険からの保険金支払いでは、損害を完全に補填することができないので、加害者や対人社を被告とする訴訟提起を検討することにな

る。

#### (2) 後遺障害による損害について

人傷保険約款の人身傷害条項損害額基準によれば、被保険者の後遺障害による損害を構成する後遺障害慰謝料は、後遺障害の等級に対応して1900万円～50万円となっている。赤い本、青本、みどり本に記載されている後遺障害慰謝料の基準を若干下回っている。

また、重度後遺障害が生じたときの将来介護費用の算定基準が月額の設定方式になっているところ、裁判例では将来介護費用が月額50万円を超えることもあるから、特に被保険者が若年でかつ重度後遺障害を負ったときは、被保険者としては人傷保険金によって完全に損害の填補を受けることは難しい。もっとも人傷保険には、被保険者に重度後遺障害が残存したときに保険金額を変更する規定がある。

#### 【参考】

第9条(支払保険金の計算)(1)ただし書の規定にかかわらず、別表1の1(筆者注 後遺障害等級の別表)もしくは別表1の2の第1級もしくは第2級または同表の第3級③もしくは④に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合で保険金額が無制限以外のときは、保険金額の2倍の金額を限度とします。

#### (3) 傷害による損害について

人傷保険約款の人身傷害条項損害額基準によれば、被保険者が主婦であった場合の休業損害の日額単価を6100円と定めている。高齢の家事従事者であった場合はともかくとして、育児に携わったり、高齢者の介護などに従事している家事従事者の休業を想定したとき、赤い本、青本、みどり本に記載されている家事従事者の休業損害算定基準との比較に

13) 「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準」公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部編

14) 「交通事故損害額算定基準」公益財団法人日弁連交通事故相談センター本部編

15) 「交通事故損害賠償額算定のしおり」大阪弁護士会交通事故委員会編

において、人傷保険金による十分な填補との評価が難しい。

また慰謝料についても、通院1日あたり4300円、入院1日あたり8600円を基準とし、事故発生後3か月を経過すると逡減する計算方法になっているので、被保険者の症状経過によっては、精神的損害の算定方法としては実態に合わない場合も想定できる。

#### (4) まとめ

(1) ないし (3) で述べたとおり、人傷基準損害額で計算した損害が、現実の損害と比較してこれを下回り、裁判基準損害額との間で大きく乖離する場合がある。保険金額や過失相殺減額の可能性など考慮して、加害者や対人社を被告とする訴訟提起がやむを得ないときもある。ただし、やみくもに訴訟提起するのではなく、人傷社に事情を説明した上で、人傷基準損害額による人傷保険金の計算を依頼し、依頼者と検討しておくことが肝要である<sup>16)</sup>。

## 4 被保険者と保険金請求権者

### (1) 総論

損害保険会社各社の人身傷害条項第1条(1)によれば、保険金請求権者は人身傷害事故により第2条に規定する被保険者と被保険者の父母、被保険者の配偶者、被保険者の子となる。

細部を省略すると、人傷保険の被保険者は、

ア 人身傷害事故発生時に被保険車両に搭乗していた者

イ ア以外の被保険車両の保有者(ただし、被保険車両の運行に起因する事故に限る)

ウ アイ以外の人物で、人身傷害事故発生時に被保険車両を運転していた者(ただし、被保険車両の運行に起因する事故に限る)

として、まず被保険者の範囲を約款上確定している。

その上で、保険金請求権者を

エ 被保険者(本人)

オ 被保険者が死亡した場合の被保険者の法定相続人

カ 被保険者の配偶者(内縁の配偶者含む。性別が同一の場合も含む。)

キ 被保険者の父母又は子供としている。

人傷保険の保険金請求権者に、法定相続人に該当しない被害者たる被保険者の父母、法定相続人に該当しない内縁の夫・妻が含まれているのは、前者については自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準(平成13年金融庁・国土交通省 告示第1号)(以下「支払基準」という。)との整合性、後者については労働者災害補償法11条、16条の2との整合性への配慮があると想定される。支払基準について具体的に述べると、支払基準では、遺族の慰謝料に関する定めがあり、法定相続人であるか否かにかかわらず、被害者が死亡したとき、その父母は慰謝料算定上の遺族としてカウントされ、当該父母は、加害者加入の自賠責保険に被害者請求できる。人傷保険の保険金請求権者から、当該父母を外してしまうと、人傷保険の保険金請求権者の範囲と自賠責保険の被害者請求できる者の範囲が異なることになり、人傷社による自賠責保険への代位請求や人傷保険金支払額の決定の際の自賠責保険金の控除額の算定について疑義が生じるので、自賠責保険との平仄を合わせることになったと思われる。

(2) 被保険者が保険事故で死亡したときの法的構成

盛岡地裁平成21年1月30日判決(LEX/DB25480033)、東京地裁平成27年2月10日判決(ウエスト・ロー文献番号2015WLJPCA02106001)に

16) 訴訟提起するかについては、素因減額の扱いについても注意して検討することになる。



よって、保険法制定前に締結された人傷保険に関し、被保険者の法定相続人は自己の固有の権利として人傷保険の死亡保険金請求権を取得すると判示したことによって、人傷保険は傷害疾病が生じた者が受ける損害を填補するという傷害疾病損害保険契約との位置づけに矛盾するのではないのかとの疑問が呈されるようになった<sup>17)</sup>。盛岡地裁判決を受けての学説の状況や論点の整理については佐野誠「人身傷害補償保険の法的性質と商品性のあり方」（損害保険研究 75巻(3)号、59-94頁、2013年）において詳細に検討されている。最近では、村田敏一「被保険者の死亡による 人身傷害補償保険金請求権の法的性質 相続人による承継取得か原始取得か」（立命館法学2016年5・6号759頁以下）が世に問われていたところ、福岡高裁が令和2年5月28日に人傷保険金は被保険者から相続によって取得されると判決した。この問題は、人傷保険の死亡保険金部分が傷害疾病損害保険契約（保険法2条7号）に該当するかとの理論的問題が背景にある。福岡高裁判決の理由においても、人傷保険金の死亡保険金請求権について、傷害疾病損害保険契約と位置付けた上で、保険法35条の被保険者の死亡による読替え規定の存在を考慮し、保険法上、損害保険契約において、被保険者以外の者が保険金請求権者になることは想定されていないと述べられている。福岡高裁の理由付けは保険法の解釈も踏まえて明快で、死亡保険金が死亡した被保険者にいったん帰属する構成を採用しないと、損害賠償請求権を相続する者と、人傷保険の死亡保険金を請求する者が分離する現象が生じ、その結果、人傷保険金を支払った人傷社が損害賠償請求権を代位できなくなるとの問題点も指摘している。

ところが、被保険者の相続人は、保険事故で被保険者が死亡したことによって固有の損害を被っていることがある。慰謝料が典型例であるが、人傷保険の約款では死亡損害に関しては、被害者本人分と近親者分を明確に区別していない。また、相続放棄をした者<sup>18)</sup>についても将来の扶養利益が侵害されたことを理由に加害者に損害賠償請求できる余地があること（最高裁平成12年9月7日第一小法廷判決・集民 第199号477頁）、保険金請求権者が相続放棄をしたことによって、保険者が保険代位できなくなったときは自動車保険の一般条項（事故発生時の被保険者の義務）「他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。」に違反し、事故発生時の義務違反による保険金支払額の削減に関する規定「前条に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を控除して保険金を支払います。」によって支払保険金を調整できる余地があること、から必ずしも相続構成に拘泥する必要があると思われる<sup>19,20)</sup>。

### (3) 保険金請求権者が複数いる場合の保険金請求金額

保険金請求権者が複数いる場合の扱いについて、保険約款は次のとおり規定している。

#### ソニー損保約款（人身傷害条項）

第13条（保険金請求の手続）保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を經由し

17) 学説の分類、整理については金岡京子「被保険者が死亡した場合の人身傷害補償保険金請求権の帰属」損害保険研究 77巻3号203頁以下を参照されたい。

18) 内縁の配偶者に関する将来の扶養利益の侵害等については最高裁平成5年4月6日第三小法廷判決（民集 第47巻6号4505頁）。

19) 損害賠償請求権の保全義務違反の約款規定の類推適用について消極的な意見として、洲崎博史「人傷死亡事案において被保険者の法定相続人が相続放棄した場合の人傷保険金の帰属」損害保険研究 74巻4号231頁。

20) 人傷死亡保険金が請求できるときに、相続放棄するべきか迷うときは、限定承認手続（民法922条以下）をとるべきだが、手続がやや複雑であり、オールマイティとはいえない。

て行うものとします。

#### 損保ジャパン約款（基本条項）

第31条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

（1）この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

（2）（1）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

これらの約款を見る限り、原則は保険金請求権者の中から代表者を選出し、その代表者が人傷保険金全額を受領することを予定している。しかしながら、被保険者の法定相続人の間で従来から紛争があったりすると、そもそも代表者選出が不可能である<sup>21)</sup>。ただ、人傷保険の損害額算定においては、約款に誰の損害かを明らかにし、その算定方法が明記されているときがある。したがって、被保険者本人の損害と評価できる人身傷害条項損害額基準で算出された損害額は、被保険者又は被保険者の法定相続人が、人傷保険金として取得することになる。近親者慰謝料などは人身傷害条項損害額基準において近親者慰謝料として損害として算出される額を人傷保険金として取得することになる（葬儀費用は、喪主として葬儀を主催した保険金請求権者に割り付けられるべきだが、保険金請求権者が喪主にならなかったときでも、死亡損害として葬儀費用が計算されるので、必ずしも葬儀費用の負担を基準にする必要はなく、

後で述べるように法定相続分に従って計算すればよい）。

人傷保険の保険金額によって、複数の保険金請求権者が人傷保険損害額全額を受領ができないとき、たとえば人傷基準損害額6000万円に対して、保険金額が3000万円であるときは、各保険金請求権者の計算上の取得額に0.5を乗じた金額をそれぞれの人傷保険金取得額とするべきである。

#### ア 被保険者に重度後遺障害が残存したとき

人身傷害事故が発生し、当該事故には加害者が存在し、被保険者に自賠責保険後遺障害等級別表第一・第1級1号の後遺障害が生じ、被保険者に父母がいると仮定して考えてみる。被保険者の父母は、民法709条、710条に基づいて加害者に慰謝料を請求することができる（最高裁判所昭和33年8月5日判決・民集12巻12号1901頁）。

東京海上日動のトータルアシスト自動車保険2021年4月1日以降始期版を参照すると、第1条（1）当社は、人身傷害事故により第2条に規定する被保険者またはその父母、配偶者、もしくは子に生じた損害に対して～保険金を支払います、と定めている。したがって、文言上は、被保険者の父母において発生した慰謝料たる損害について保険金を支払うことを除外していない。

同保険の後遺障害による損害の規定部分には、後遺障害第1級の場合の慰謝料を1900万円、ただし第1級に該当する者に父母、配偶者、子のいずれかがいる場合は、第1級2400万円とします、としている。素直な解釈としては、父母らの慰謝料発生に対応する保険金額は2400万円と1900万円の差額たる500万円と考えるべきであろう。

実務的には、後遺障害等級1級の被害者については成年後見人が選任されていることが多いので、仮に人傷保険を請求するときには、父母分の保険金を

21) 被保険者が保険事故で死亡したが、その後に胎児が存在することが判明して、法定相続人の確定に困難をきたした事案、同様に被保険者が死亡したが、被保険者の父母と内縁の配偶者が対立している事案など、保険金請求者の代表者を選定することが、相当困難なときがある。

500万円（父母の間では250万円ずつ）、それ以外の保険金を成年後見人が法定代理人として受領する手続が、整序された方法である。

#### イ 被保険者が死亡した場合

例えば、被保険者が人身傷害事故によって死亡し、被保険者に配偶者、子、父母がいるとき、保険金請求権者はどのような手続に基づき、いかなる算定方法によって保険金を請求できるのか。

先ほどのアで触れた近親者固有の慰謝料の部分を除いた損害部分、一般的には死亡慰謝料、死亡逸失利益、葬儀費用を人傷保険の約款に基づいて損害としての計算を行い、法定相続分に従って（保険金請求権者の法定相続分（割合）で除して）、各人の保険金請求額を決めていくのが妥当であろう<sup>22)</sup>。イの冒頭の例で考えると、死亡の本人慰謝料、死亡逸失利益、葬儀費用に関しては、法定相続分で除して保険金を算定するとの過程においては、法定相続人にはならない父母は保険金取得額の計算対象外になる。

ところが、前出の東京海上日動トータルアシスト自動車保険2021年4月1日以降始期版では、死亡慰謝料は被保険者の属性で慰謝料額が変動することになっており、たとえば被保険者が一家の支柱であるときは2400万円との規定の仕方となっているから、近親者固有慰謝料の配分の手がかりが約款にないことになる<sup>23)</sup>。自賠責保険の支払基準を意識して、あえてこのような定めにしていると思われるが、保険金請求権者間で近親者慰謝料の取り分について争

いがあるときは、人傷社としては保険金の支払ができない<sup>24)</sup>。保険金請求権者のうち、一部の者が加害者に訴訟提起して、裁判基準損害額が適用され、その延長上で近親者慰謝料が裁判所で損害認定されたとしても、人傷保険の保険金額が無制限でないときには、依然として解決が見込めないことがありうる。このような事態を想定して、保険金請求権者が複数名存在し、各人の保険金請求金額が確定できないときは、民法432条（連帯債権）の規定の適用や類推適用を検討するべきではなかろうか<sup>25)</sup>。

## 5 素因（減額）の意味

人傷保険金を算出する根拠となる損害の額を算定するに当たって、いわゆる素因が損害拡大に影響を与えた場合、約款に下記のような規定がある（注筆者において、一般人傷約款に表現を補って文章化している）。

約款 被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、傷害・後遺障害・死亡のいずれかに該当したとき、被保険者が保険事故による傷害を被ったときに、既に存在していた身体の障害又は疾病が影響し、傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を損害の額として決定して保険金を支払います。

以上のような素因減額規定の有効性について争われた事件として大阪地裁平成24年9月19日判決（交通民集45巻5号1164頁、自動車保険ジャーナル1887号1頁）がある。同判決では、本件保険契約の

22) 名古屋地裁平成27年9月29日判決（交通民集48巻5号1211頁）は、人傷保険金を共同行使すべきとの約款規定があったとしても、請求権者による個別行使は禁止されるものではないとした上で、人傷基準に従って費目ごとの損害額（複数請求権者のある費目については各自の損害額）を算出し、各請求権者の損害額を積算し、それぞれの損害額から控除すべきものがあればこれを控除し、その残額により保険金額（3000万円）を案分する方法によることが相当と判示している。

23) 他の保険会社の死亡慰謝料の算定方法もほぼ同様で、近親者慰謝料分の手がかりがない。

24) 前掲22の名古屋地裁判決のケースでは、自賠責保険が、2グループに分かれた被害者の親族に、それぞれ損害賠償額を支払っている。そのため、自賠責保険が認定した親族固有慰謝料がある程度推測でき、かつ自賠責保険からの損害賠償額の受領によって、損害填補が完了していると裁判所が評価できた、珍しい事例である。

25) 人傷社として悩ましいのは、人傷保険の支払いがいつ遅滞するのかの問題であるが、前掲22の名古屋地裁判決では、「本件約款が通常想定するのと異なる、保険金請求権の個別行使の場面であり〜少なくとも、本件訴えの提起までは保険法21条1項における「相当の期間」が経過しているとはいえない」、とした。



約款の人身傷害条項は、その文理上、自動車事故による人身損害に対して人傷保険金を支払う（同1条1項）が、素因があった場合は、支払う人傷保険金は素因がない場合の損害相当額である（同11条1項）と定めていることが明確であり、素因がある場合の人傷保険金は、素因がある場合の人身損害（素因減額後の損害）を対象として支払われるものと解するほかない、と判断した。甘利公人・交通事故判例百選第5版（別冊ジュリスト233）222頁以下（前掲注5）で解説されているとおり、人身傷害保険はノーフォールト保険である以上、過失相殺を行わないことは当然であるが、一方で人身傷害保険は急激かつ偶然な外来の事故を保険事故とする傷害保険商品として構成されており、そこから疾病リスクを除外することになるのであるから、人身傷害保険においては過失相殺と素因減額とを分けて扱うことになり、このような観点から限定支払条項が挿入されているのであり、その文言上において素因減額を過失相殺と同様に扱うことは解釈論としては無理がある<sup>26)</sup>、との指摘自体は適切であると思われる（ただし、榎本光宏（判解）「最高裁判所判例解説 民事編 上」173頁以下は裁判基準損害額と保険会社による代位の範囲との関係について、過失相殺の規定が類推適用されるような場合にも適用されると思われる、としている（同書185頁）<sup>27)</sup>。

人傷保険は、被保険者の素因によって損害拡大した部分については填補しないとの上記大阪地裁判決の結論を支持すると、被保険者の素因による減額部分については、人傷社による保険代位の余地はないから、裁判基準差額説による代位可能部分（あるいは損益相殺可能部分）を検討するには、損害項目ごとの検討が必要になるのではないかの疑問が生じる。

しかしながら、人傷保険金を算定するときには悩ましい問題が生じる。たとえば、脊柱管狭窄症など

の頸部の疾病が被保険者にあり、保険事故によって傷害部分として200万円、後遺障害部分として200万円の損害、合計400万円の損害が発生したとする。被害者が加害者に損害賠償請求するとき、加害者側から脊柱管狭窄症の既往を理由に素因減額の主張が行われると、民法722条2項の類推適用との手法も相まって、裁判所は割合的減額を行う。すなわち、素因部分を30%減額するとの判断であれば、400万円×(1-0.3)=280万円の支払を命ずるのである。人傷約款では、傷害が重大となった場合は、その事由（素因）がなかったときに相当する額を算定することになっているので、裁判実務上の割合的な減額手法が妥当しないとまで断言できないが、約款表現を尊重すると、まずは素因がなかったと仮定した、机上の損害額を算定することになる。このような場合は、標準的な治療期間や、標準的な症状やその経過、後遺障害発生の可能性などを斟酌して、損害を算出することになるが、加齢変化や疾病とはいえない体質による損害の拡大は損害算定に考慮しないから、標準的治療期間や標準的な症状、後遺障害発生の可能性などの指標を見つけ出すことは、相当困難である。判例法上、素因減額の割合は疾病の内容と関連して、一種の相場観が形成されているから、結局のところ後遺障害損害を含めて割合的な減額手法で算定する方が、説得力がありそうである。

また、細かい話になるが、人傷保険の損害を算定するに当たっての素因減額について、被保険者、保険者いずれに立証責任を負担させるかであるが、約款の並び上、支払保険金の計算条項に続いて、素因がある場合の限定支払条項が並んでいるので、支払保険金の計算条項に基づく損害の主張立証は被保険者側、限定支払条項に基づく減額については保険者側とするのが、形式的にもかなっているであろうし、素因減額が問題となったときの立証活動の負担、被保険者が素因による損害拡大がないとの立証を行う

26) 佐野誠『ノーフォールト自動車保険論』273頁（保険毎日新聞社、2016年10月）

27) 同書185頁には、裁判基準を上回るか否かの比較を、人傷保険により填補される損害項目ごとではなく、損害項目の積算額によって行っているとのコメントがある。



ことの負担を想定すると、このように主張立証責任を分配することに妥当性があるだろう。

## 6 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害については、人傷保険金を支払わないとの約款について

(1) この規定は、既出の最高裁判平成19年10月19日第二小法廷判決を踏まえて加えられたものである(人傷保険には、当初、いわゆる疾病免責条項が設けられていなかった)。最高裁判平成19年10月19日第二小法廷判決(集民 第226号155頁)の判示内容は下記のとおりである。

「自動車総合保険契約の人身傷害補償特約が、「自動車の運行に起因する事故等に該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被ること」を保険金支払事由と定め、被保険者の疾病によって生じた傷害に対しては保険金を支払わない旨の規定を置いていない場合、自動車の運行に起因する事故等が被保険者の疾病によって生じたときであっても、保険者は保険金支払義務を負い、保険金の支払を請求する者は、上記事故等と被保険者がその身体に被った傷害との間に相当因果関係があることを主張、立証すれば足りる。」

この最高裁判決を受けて、現行の人傷保険には、「被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害については、人傷保険金を支払わない」との疾病免責条項が存在する。保険金を支払わない場合として、被保険者の故意又は重過失による損害、被保険者の自殺行為によって生じた損害と並んで規定がある(おおむね各社の人傷約款第3条に位置している)。人傷保険金の請求があるときは、交通事故が発生していることが前提である。吉澤卓哉「傷害保険の約款構造－原因事故の捉え方と2種類の偶

然性を中心に」(法律文化社 2020年)が精緻な検討を行っているが、同書125頁で指摘されている、「交通事故である原因事故には原因事故3要件(筆者注 急激、偶然、外来)が具備されていることになる。したがって、自損事故保険と同様に、人身傷害補償保険では原因事故3要件の重要性は相対的には高くない。」との指摘は、そのとおりであろう。そして、吉澤教授によれば、「被保険自動車を運転中の被保険者が疾病を発症し、そのために運転操作を誤って交通事故を起こし、当該交通事故で受傷した場合に、原因事故を疾病発症と捉えるのか、それとも、交通事故を原因事故と捉えるのかが問題となる。傷害保険における原因事故の捉え方はともかくとして、人身傷害補償保険に関しては、交通事故を原因事故と捉えることになる(同書125頁)」としている<sup>28)</sup>。つまり、人傷保険の保険事故を検討したときには、普通は急激性、偶然性、外来性は、容易に認められると考えてよいのであろう。しかしながら、疾病免責条項を検討するときの被保険者の疾病の程度も千差万別であるし、事故発生原因は競合しているときもある。結局のところ、疾病免責条項の解釈が重要になる。

(2) まず、脳疾患、疾病というのがどの程度の症状のものを指しているのかを考えてみる。約款で、疾病の程度がどれくらいのを指すのか説明はないが、脳疾患、疾病と並んで心神喪失があげられていることを考慮すると、心神喪失と同程度の、事故発生回避を困難にする人体の認知機能や運動機能に影響があるような症状を想定しているというべきであろう。たとえば、脳疾患、疾病によって生じた症状としては、被保険者の意識障害であるとか麻痺が想定されているのであって、被保険者が流感で発熱し、注意力が低下している状態では、同条項の「疾病」の程度としては不足している。また、ある疾病の治療薬を服用する際に、副反応として眠気が想定

28) 最高裁判平成19年10月19日判決は、被保険者の疾病によって生じた運行事故も「外来の事故」に該当するとされている(潘阿憲 保険法判例百選(別冊ジュリスト202号)84頁)。

され、服用後の自動車の運転が禁止されているにもかかわらず自動車を運転し、居眠り運転による事故が生じたようなときは、免責条項の重過失の有無を検討した方が、免責事由の類型上は適切に思われる。

(3) 次に心神喪失による損害発生といえるが、事故の相手方にも事故発生に関して過失があり、被保険者の損害発生と因果関係があるようなときも免責としてよいか。たとえば、被保険者が低速度で走行しているときに心神喪失となり、そのまま単独事故を起こしたときには死に至ることは想定できなかったが、加害者が前方を注視せずに高速で走行して衝突したために被保険者が死に至ったときは、人傷保険は免責になるのか。約款の「よって生じた損害」との表現を、相当因果関係を意味すると解釈しても、自動車運転中の心神喪失は重大事故に至る可能性があるから、たとえ低速で走行中であったとしても、相当因果関係がないと評価することは困難である。したがって人傷保険金支払については免責とせざるを得ないように思えるが、加害者の過失によって損害が拡大した部分については有責とするとの、約款上の手当が必要ではなからうか。

## 7 裁判基準差額説による人傷保険の運用

(1) 人傷保険約款の修正によって、論争点は相当程度減少したと思われるが、最高裁判所平成24年2月20日第一小法廷判決（民集66巻2号742頁）について、少しだけ触れておきたい。

最高裁判決の事案は、原告らは人傷保険の被保険者で交通事故により死亡した者の相続人（約款上、保険金請求権者でもある）、被告らは交通事故の加害者、加害自動車の保有者である。原告らは被告らに対して、民法709条、自賠法3条に基づいて損害賠償請求訴訟を提起したが、請求額の計算方法として、ア 事故発生日から人傷保険金受領の日までの遅延損害金を計算し、イ 受領した人傷保険金はまず遅延損害金から充当し、遅延損害金に充当されなかった人傷保険金を損害元本部分に充当する、ウ

イの計算方法で残存している元本部分について人傷保険金支払いの翌日を起算日として遅延損害金を計算する、エ 原告らは、被告らに対して、イの計算方法で残存している元本とウの計算方法で算出した遅延損害金を請求する、との手法を採用していた。原審である札幌高裁は、人傷保険金の充当方法について原告ら主張の方法を採用したところ、双方が上告および上告受理の申立をした。周知のとおり、最高裁判所は人傷保険の約款解釈として、人傷保険金は損害金元本を填補するものであり、遅延損害金を填補するものではない、と判示した。さらに、上記保険金（注 人傷保険金）は、被害者が被る損害に対して支払われる傷害保険金として、被害者が被る実損をその過失の有無、割合にかかわらず填補する趣旨・目的の下で支払われるものと解される。上記保険金が支払われる趣旨・目的に照らすと、本件代位条項にいう「保険金請求権者の権利を害さない範囲」との文言は、保険金請求権者が、被保険者である被害者の過失の有無、割合にかかわらず、上記保険金の支払いによって民法上認められるべき過失相殺前の損害額（以下「裁判基準損害額」という。）を確保することができるように解することが合理的である。（人傷保険金を支払った保険会社は、）保険金請求権者に裁判基準損害額に相当する額が確保されるように、上記保険金の額と被害者の加害者に対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が裁判基準損害額を上回る場合に限り、その上回る部分に相当する額の範囲で保険金請求権者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得すると解するのが相当である、とした。

平成24年頃の人傷保険の約款では、裁判基準損害額と人傷基準損害額との差が明確に意識されていなかった。そのため、人傷基準損害額が240万円、裁判基準損害額が400万円の例では、被保険者（請求権者）が人傷保険で、まず240万円の支払を受けたときは、被保険者は加害者に対して400万円－240万円＝160万円の損害賠償請求ができる（いわゆる人傷先行）。被保険者の過失が6割以下（金額

で表記すると240万円以下の過失相殺減額)になると、被保険者は加害者から取得する損害賠償金160万円と人傷保険金240万円の合計で400万円の金銭を取得できるので、実損害を全て回復することができる。

ところが、加害者への損害賠償が先行して行われ(いわゆる賠償先行)、その後に人傷保険金を請求したときに、人傷保険金の算定上、約款で記載されている「損害」を人傷基準の損害と読むと、人傷先行の場合と比較して被保険者の受領額が異なってしまう。すなわち、裁判基準損害額で400万円、人傷基準損害額で240万円、被保険者の過失が6割として、まず被保険者が加害者に訴訟で賠償請求したと仮定すると、被保険者が加害者から受領できる損害賠償金は160万円になる。続いて、被保険者が人傷保険に請求したとき、人傷基準損害額が240万円とすると、240万円-160万円=80万円が人傷保険金受領額とされる。被保険者は、結局のところ、人傷保険での損害額である240万円しか実損害を回復できない。このような、受領額の差が生じるため、人傷保険の約款変更前は、いわゆる賠償先行するかについては慎重な判断が必要であったが、人傷保険の約款が変更され、「賠償義務者があり、かつ、判決又は裁判上の和解において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額がこの人身傷害保険の別紙の規定と異なる基準により算定された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、自己負担額の算定に当たっては、その基準により算定された額を(2)の規定(注 損害額の算定に関する規定)により決定された損害額とみなします。」となって

いる。この規定があるため、現行の人傷保険の約款では、判決又は訴訟上の和解で400万円との損害が定まったときは、人傷基準の損害240万円は保険金算定においては考慮されず、400万円を基準として保険金額が計算される。その結果、人傷先行の場合と同様に、保険金請求権者は合計400万円の实損害の填補を受けられることになる<sup>29)</sup>。

(1) (1)で述べたとおり、人傷保険の約款が改正されたために、賠償先行の場合と人傷先行の場合とで、被保険者の損害填補額に差が生じる事態は回避できるようになった。ただし、賠償先行するときは、訴訟提起することが必要になる。

人傷保険約款の「損害の額」が裁判基準損害額に変更されるには、現行の約款上、①判決又は裁判上の和解があること、②人身傷害条項の別紙の規定と異なる基準が社会通念上妥当であると認められるとき、との要件が要求されている。これらの要件を課しているのは、加害者、被害者間でなれ合いによる損害額の確定がなされることを回避したいとの保険者側の要請、加害者が存在しない保険事故における被保険者の損害填補額との公平性、加害者が存在する保険事故においても圧倒的多数の案件は訴訟外で賠償問題が解決しており、訴訟外での解決を選択した被保険者の損害填補額との公平性等に求められるから、上記のような「損害の額」が判決や訴訟上の和解の存在を前提としていること等を要件としていることには合理性がある。

ところで、1で述べたとおり、人傷保険の付帯率は90%を超えているようであり、人身傷害保険の加入率は2020年3月末時点で70%を超え、対人賠

29) 人傷保険の約款表現上、この規定は保険金請求前に加害者から損害賠償金を回収した場合および保険金支払後の請求権代位の場合に限定して適用されるので、たとえば、被害者(被保険者)と加害者との間の訴訟における判決で裁判基準損害額が認定されたが、加害者が無資力であるために被保険者がその全額を人身傷害補償保険の保険者に請求するというケースでは適用されないとの指摘がある(前掲 佐野誠「人身傷害補償保険の法的性質と商品性のあり方」81頁)。しかし損害保険ジャパンの約款では、文言上、加害者からの賠償金の回収がなくても、裁判基準損害額が適用されるように読める。人身傷害保険は、無保険者傷害保険の代替機能を有しているところ、従来から無保険者傷害保険においては裁判基準損害額を前提にした保険金請求ができたから、上記の指摘のような約款解釈になると、加害者が無保険者である事故においては、被保険者の利益が、従来よりも後退したことになるので、文理上そのように読める余地はあるものの、裁判実務上は、加害者無資力の場合も、裁判基準損害額に引き上げられると考えるべきであろう。なお洲崎博史、前掲註10、224頁に掲載されている事例では、被保険者が人傷社を被告にして保険金請求訴訟を提起しているもので、加害者からの賠償金回収が人傷保険金請求の実体法上の条件にはなっていない。



償責任保険、対物賠償責任保険の加入率とあまり変わらない水準になっている。このような、人傷保険の付帯率や加入率、弁護士特約の加入状況からすると、被害者が人身傷害保険に加入している場合、現行の人傷保険の約款の内容を前提にすると、加害者に対して訴訟を提起しないことについては相応の理由が必要になってくる<sup>30)</sup>。被害者から相談を受けた弁護士としては、特に賠償先行を選択するときには、訴訟を提起しないことによる不利益を丁寧に説明することが要請される。このことは、反面として訴訟提起を誘発することになるから、裁判所の交通事故損害賠償請求事件の処理能力を麻痺させる危険性もはらんでいる<sup>31)</sup>。

加害者のある保険事故において、加害者が任意自動車保険に加入しておらず、かつ無資力であるとき、従来は無保険者傷害保険を請求することによって、被害者は救済を受けることができた。しかしながら無保険者傷害保険は「無保険自動車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として別表の1または別表の2に掲げる後遺障害もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害が生じること」とされており、加害者が無保険であるときに全件保険金請求できるのではない。他方で被害者が人身傷害保険に加入しているときには、かかる状況から加害者を被告として訴訟提起し、当該判決が確定すると人傷保険約款上、損害額が判決内容に変更されるため、人傷保険金として損害額満額の受け取りが可能になる。しかも、このような損害賠償請求訴訟に

おいては無保険かつ資力のない加害者たる被告が欠席する可能性が高く、人身傷害条項の別紙の規定と異なる基準が社会通念上相当との要件を満たすかという点でも波乱含みである。被保険者による人傷保険への保険金請求を予定しつつ、無保険者を被告とする訴訟提起は、実のところ最も経済的利害関係を有するのは人傷社であるとの不思議な利益状況が発生する。もちろん、この構造は無保険者傷害保険においても発生し、加害者と無保険者傷害保険の保険者が共同被告として訴えられることはあったが、既に述べたとおり無保険者傷害保険が請求できるのは限定的であったので、問題が顕在化しなかったとの指摘が可能であろう。

(2) 判決又は裁判上の和解があるとの要件について

人傷約款上、裁判上の和解には起訴前の和解は含まれないとしている。民事執行法22条に列挙されている債務名義の中で、同条1号の確定判決、第7号の確定判決と同一の効力を有するもののうちの訴訟上の和解が、上記の要件に該当することになる。反対に、民事調停法16条所定の当事者の合意、同法17条の調停に代わる決定は、損害の額を裁判基準損害額に変更しないことになる。支払督促(民訴法382条、396条)、破産債権の確定(破産法124条)、公益法人交通事故紛争処理センターのあっ旋による和解や審査による裁定も適用外である<sup>32)</sup>。

ア 民事調停手続によって成立する合意や調停に代わる決定を除外することの問題

調停手続も、その経過からして多彩であって、損害賠償請求訴訟を審理している裁判所が民事調停法

30) 人傷保険金の請求を先行したときは、保険金受領後に加害者に訴訟を提起した訴訟において、その結果に関してはほとんど不利益を被らない。思ったほど損害額の上積みがなかったり、過失相殺が大きく認められたとしても、先行受領した人傷保険金の返還を求められることは、まずないと言ってよいであろう。

31) インターネット上で公開されている、大阪弁護士会・司法改革検証・推進本部「大阪地域司法データ2019」によると、大阪府下における交通事故件数は2010年の年間51,292件から2017年の年間35,997件に約3割減少しているが、大阪地裁第15民事部(交通事故専門部)の新受件数は2013年の年間1,459件から、2017年の年間1,667件と約1割増加している。また、弁護士白書2016年版添付の資料2-2-1-14によるば、2002年と2015年を比較すると、簡裁と地裁の交通事故損害賠償請求事件の新受件数が4倍弱まで増加している。

32) このような約款規定については、裁判基準損害額適用場面を拡張するべきとの指摘がある。前掲 佐野誠「人身傷害補償保険の法的性質と商品性のあり方」81頁



20条に基づいて調停に付すこともある。そして、いわゆる付調停の手續において、従前からの審理を担当していた裁判官が調停主任ということもある(同法20条3項)。このような経過をたどっている民事調停手續においては、当該手續において成立する合意や調停に代わる決定の内容は、本来、訴訟上の和解と遜色がないはずである(現に、個人的経験として、地裁合議事件から付調停となり、1億円を超える支払を内容とする調停に代わる決定がなされた場合がある。このようなときは裁判所も心得ていて、弁論準備期日において証拠を相当引用した上で和解案を紙媒体で交付するなどしている)。

他方で、民事調停手續を利用することによって、人傷約款による損害算定方法が骨抜きになっては意味がないとの保険者側の危惧感も、既に述べたとおりでわからないではない。

さらに混迷を深めるのは、民事調停で成立する合意や調停に代わる決定を自賠責保険会社が尊重し、支払基準を超えて自賠責保険の保険金支払があり得ることである。自賠責保険の支払額が増えることは、人傷保険金の支払額が減るとの結果を生じさせることがある。たとえば、調停手續によって、損害額を400万円とした上で、過失相殺減額50%で加害者が被害者に200万円支払うとの合意が成立した。人傷基準の損害額が180万円であるところ、自賠責保険の支払可能保険金額が調停内容を尊重し60万円から120万円に変更されうる状況が発生したとする。

① 加害者(調停手續の相手方)が200万円を支払ったとき

加害者が200万円を支払い、自賠責保険から120万円を回収する。

被害者は人傷保険に請求するが、人傷基準損害額180万円-200万円<0円になるので、差額支払いはない。

② 加害者(調停手續の相手方)から任意の支払がなく、被保険者が人傷保険に保険金請求したとき  
被保険者は人傷保険金として180万円(人傷基準)を受け取ることができる。人傷社が自賠責保険に被

害者請求権を代位行使したときに、自賠責保険が120万円を支払うとの判断をしたら、人傷社の保険金自腹部分は180万円-120万円=60万円になり、調停がなかったときの自腹部分180万円-60万円=120万円よりも少なくなる。

つまり、人傷保険は、民事調停手續で合意ができた損害賠償額は、人傷保険の損害額として認定しないにもかかわらず、同手續における合意を尊重する自賠責保険によって、支払保険金を減らせるとの恩恵を被ることになる。②の場合は、支払基準と調停の結果を受けて変更された自賠責保険の支払可能額の差額を、被保険者に追加払いするべきではなからうか。

### (3) 欠席判決の評価

既に述べたとおり、加害者側欠席判決の場合、判決内容のとおり人傷保険で保険金の支払を受けられるかは疑問である(加害者側が自動車保険に加入しているときは、対人社が少なくとも被告側に補助参加する。あるいは、原告に対して自動車保険約款上の直接請求権不存在を確認する独立当事者参加申立が想定される)。被保険者と人傷社間の、人傷保険金をめぐる二次的な紛争を回避するために、多額の損害賠償金を請求するときは、被保険者が人傷社に訴訟告知するのが妥当である。人傷社が被告・加害者側に補助参加できるかは相当疑問であるが、人傷社が独立当事者参加(詐害防止参加)(民訴法47条)できることは疑問の余地がないと思われる。そして、被保険者が訴訟告知までしているのに、被告欠席を理由に、判決内容に従った人傷保険金を人傷社が支払わないというのは相当問題があるだろう。なぜなら、民事訴訟法上、被告とされた者に出頭する義務はなく、原告が被告を出頭させ、かつ係争を促す手段は用意されていないからである。被保険者と人傷社間の二次的紛争を予防するためのその他の方法としては、加害者・対人社と人傷社を共同被告とし、加害者に対する賠償請求の判決が確定したことを条件として、人傷社に加害者に対する請求認容額と対人傷保険金の支払いを求める方法であ

る<sup>33)</sup>。最近の自動車保険実務では、事故発生後に事故当事者それぞれが加入する保険会社間で、対人賠償責任保険、人傷保険の加入の有無を確認していることが多いので、加害者の任意自動車保険加入の有無はおおむね判明しており、被保険者が訴訟提起を考える時点において加害者の保険加入状態がわからずに、やみくもに人傷社を共同被告とする訴訟を提起することは考えにくい。したがって、この方法も有効であろう。

ただし、実務的な手法としては、無保険者を被告として損害賠償請求訴訟を提起するときには、極力、赤い本、青本、みどり本などの損害賠償基準を客観的かつ緻密に適用して損害額を算定し、訴状原案を人傷社に開示して意見交換をしておくことが望ましい。もっとも被害者の死亡慰謝料や重度後遺障害の慰謝料など、そもそも慰謝料斟酌事由や損害額の評価が困難なことがあるから、意見交換したから問題が解決できる保証はない。

## 8 協定書締結の意味

(1) 人傷保険の保険金額は、慰謝料など定額部分があるが、逸失利益の算定については最終的に保険者と被保険者（又は請求権者）との間で合意が必要である。合意内容に基づいて協定書が作成され、人傷保険の保険金額が合意によって確定する。保険会社が使用している一般的な協定書には、①保険金を受領した際に、本件の保険金の請求が終了したこと、②加害者に対する損害賠償請求権が、保険金支

払の範囲で保険者に移転すること、が記載されている。保険法26条は保険法25条の規定に反する特約で被保険者に不利なものは、無効とするとし、保険法35条は傷害疾病損害保険契約に関しては、保険法26条が読替え対象規定としている。人傷保険に関して協定書が作成されるときは、保険法26条による規制は避けて通れないことになる。協定書締結の問題点を下記の設例で考察してみる。

### 設例

Xは人傷保険の被保険者・請求権者であるところ、人傷社Zから人傷保険金1000万円を受け取り、人傷保険金の請求は完了した、加害者に対する損害賠償請求権が、保険金支払の範囲で保険者に移転するとの協定書を人傷社との間で締結した。保険事故には加害者Yが存在する。裁判基準による損害額は1500万円である。

- ① 人傷社Zは、Xが人傷保険金と裁判基準による損害額の差額500万円をYに対して訴訟提起の上で請求しようとしていることを知っているが、Xによる訴訟提起に先立って、代位請求訴訟を提起することは可能か。
- ② ①の場合において、Zによる訴訟（この訴訟を「第1訴訟」という。）提起後に、Xが訴訟を提起した（この訴訟を「第2訴訟」という）。このときにZが第1訴訟を第2訴訟に弁論併合（民訴法152条1項）するように、裁判所に申し立てる必要はないか。
- ③ 第1訴訟と第2訴訟が弁論併合されたが、慰謝料に関してXは裁判基準で400万円、Zは人傷基

33) 洲崎博史、前掲註10、224頁以下。同論文には、加害者・対人社に対する損害賠償請求権と人傷社に対する人傷保険金請求権が同時確定する、極めて興味深い併合請求の形態が取り上げられている。また、両請求が確定したときの、請求異議の訴え（民訴法35条）のあり方についても検討がなされている。特に実務家の方は、当該部分を検討されたい。

なお、被保険者が原告になり、加害者・対人社に対する損害賠償請求と人傷社に対して「加害者・対人社に対する損害賠償請求訴訟が確定したときには、人傷保険の損害額が確定した損害賠償金額に変更されること。」との確認の訴えを併合提起する方法もあるのではなからうか。また、洲崎教授が懸念されている、人傷保険の迅速な支払の確保についても、人傷基準による、一種の一部請求の訴えを提起する方法もあるのではなからうか（人傷保険の保険金額が裁判基準に変更されるのは、少なくとも加害者を被告とする訴訟の判決確定時と考えると、それ以前に、被保険者が人傷社を被告として訴訟提起したときは、両者間の損害基準は人傷基準損害額になるので、一部請求をしていることにならない）。特に損害額が大きな場合は、人傷基準に基づいて人傷社が保険金を暫定払いする方法を採用し、当該暫定払い部分については利息を加算しない（別の表現では人傷保険金を元金部分に充当する）との和解を行えば、被保険者、人傷社ともにメリットがあると思われる。

準で200万円と主張した。また、ZはXの総損害額は人傷基準による1000万円と主張した。このような状況下で、XY訴訟の終結に先行して、ZYは単独で訴訟上の和解を行うことができるか。

- ④ Yが自動車保険に加入しておらず、その責任財産が200万円程度しか見込めないとき、ZはYに対して、代位取得した損害賠償請求権を行使してよいか。仮にZがYから200万円取り立てたとき、ZはXに取り立てた金銭を分配する法的義務はあるか。逆にXが200万円取り立てたときはどうか。
- ⑤ ④の事例において、XZが別々の訴訟代理人に委任した上で、共同原告としてXは500万円、Zは1000万円の請求をYに対して行った。訴訟上の和解をする場合、判決が確定して強制執行に至る場合、それぞれどうするべきか。

①について

保険法25条2項の規定があることを考慮しても、訴訟提起の順序を強制するものではない。また、人傷社としても、代位請求する損害賠償請求権に関し、消滅時効の完成猶予（民法147条1項1号）の効果を得ることが必要なこともある<sup>34)</sup>。

②について

人傷社が提起した第1訴訟と被保険者が提起した第2訴訟を、弁論併合するべきとまではいえないであろう。弁論併合する必要があるとの見解を採ると、類似必要的共同訴訟の類型に該当するとの説明も視野に入れることになりそうだが、実体法上、保険法25条2項は弁済についての相対的優先関係が定まっているとの理解にとどまるのであれば、合一確定要

請があるとまで説明するのは難しい。しかしながら、弁済についての被保険者の優先を確保するのであれば、第1訴訟と第2訴訟が併合されていないと、裁判所としては、保険法25条2項の内容を踏まえた和解案は立てにくいし、審理計画についてもしかりである。したがって、弁論併合の申し立てがあったときは、極力、裁判所は併合決定するべきである。

③について

実務では、人傷社が訴訟提起するときは、被保険者と打ち合わせした上で、裁判基準損害額で損害を算定し、その一部を人傷保険金として支払ったとの構成を取ることによって、填補を求める損害額が異なるように配慮しているようである。第1訴訟と第2訴訟が必要的共同訴訟でない限り、Zが単独で訴訟上の和解を行うことは可能である。Zの主張していた慰謝料の額が、XY間の第2訴訟において、法的に影響を与えることはない。ただし、④で検討する、和解に基づく賠償金の弁済受領があったとき、人傷社と被保険者・保険金請求権者で別途考慮が必要である。

④について

人傷社ZがYから金銭を回収すること自体は違法ではない。Zは200万円回収した後は、会社の会計上はいったん預かり金扱いにしておき、被保険者の回収の結果を確認した上で、たとえば被保険者が全く回収できなかったときは、取り立てた200万円を被保険者に交付するべきである<sup>35)</sup>。逆にXが200万円を先行して取り立てたときは、約款に回収金の分配手続に関する定めがない限り、預かり金扱いにする必要はない<sup>36)</sup>。

34) 人傷社は、どの時点で被保険者の損害賠償請求権に代位できるか。保険法25条2項の内容は、権利行使の時期や順序ではなく、最終的には保険者と被保険者の間で、それぞれが加害者から回収した金銭の配分によって調整するべきだから、人傷社は保険金を支払った時点で代位できると考えるべきである。なお国民健康保険による給付について、療養給付の都度、被保険者の損害賠償債権が保険者に移転すると判断した最高裁平成10年9月10日第一小法廷判決（集民 第189号819頁）があり、代位について根拠条文は異なるものの、被保険者の損害賠償債権の移転時や権利行使方法については同様と考えるべきであろう。

35) 被保険者が損害賠償請求を先行し、裁判所がYに1500万円の支払いを認容したとき、人傷約款の表現・解釈にもよるが、被保険者は人傷社に1500万円の保険金を請求できる。被保険者は人傷先行か、賠償先行かにかかわらず、本来は1500万円を確実に取得できないとおかしいとの結論になるはずである。協定書を締結したことによって、被保険者の回収リスクが発生・増加するのであれば、協定時に人傷社による協定書の効果に関する説明義務が加重されることになるだろう。



## ⑤について

訴訟上の和解において、Yが分割弁済を希望し、これを原告側が受諾するときは、当初の分割金の返済を被保険者Xの債権への返済に充当し、Xの債権が完済された後に、人傷社Zの有する損害賠償債権（求償債権）に充当するとの条項が望ましいであろう。また、Yが200万円であれば一時金として支払えるとの申出があるときは、この一時金は被保険者Xへの返済に充当するとの条項とするべきである。

確定判決に基づく強制執行の申し立て自体は、被保険者、人傷社間で申立順序を強制される規定はないから、被保険者が先行して強制執行を申し立てる必要はない。仮に人傷社が先に強制執行の申立を行い、被保険者が配当要求（民事執行法51条、154条等）したとき、保険法25条2項を反映できる規定が用意されていないので、民事執行手続上の配当は各債権額に比例して配分される。

## 9 協定書と損益相殺

(1) 被保険者と人傷社が協定書を交わし、当該協定書において人傷社が被保険者に代位し自賠責保険に被害者請求できることを確認したとする<sup>37)</sup>。協定書に基づいて人傷社が自賠責保険に被害者請求し、自賠責保険が人傷社に支払った損害賠償額は、その後被保険者が加害者に賠償請求したときに損益相殺として扱われるのか。

福岡高裁令和2年3月19日判決は、自賠責保険が支払った損害賠償額は加害者の賠償債務から損益相殺されるべきとして、同様の結論を採った福岡地裁

判決を支持した。同判決の理由を読むと、福岡高裁が認定した裁判基準損害額は弁護士費用を除いて341万1398円（被保険者過失割合は30%で、これに相当する損害額は102万3419円）、人傷基準損害額は111万0181円、人傷社は人傷保険金111万0181円を支払い、その後自賠責保険から被害者請求の方式で83万5110円を回収したことがわかる。その結果、裁判基準損害額による被保険者過失分の損害を基準にすると、111万0182円－102万3419円＝8万6762円が保険法の解釈上、保険代位の認められる範囲になる。このような認定を前提にして、同裁判所は「本件協定書の文言は、控訴人から人傷社に対し、支払った人傷保険金の限度で自賠責保険金の受領権限が委任されたと解するほかないものであり、自賠責保険は、本件協定書に基づく受領権限を有する人傷社に自賠責保険を支払ったものであるから、自賠責保険が加害者のための保険であることに照らすと、本件協定書により人傷社が受領した自賠責保険金は、控訴人と被控訴人との間においては、加害者たる被控訴人の過失部分に対する弁済に当たると解すべきである。」としている。また、同判決は「本件協定書は、上記のような結論の生じ得ることまでを人傷保険の契約者である控訴人に説明した上で締結されたものではない可能性があるが、」とも指摘している。福岡高裁の判決を、別の角度で読むと、人傷社は保険法の解釈等からすれば、人傷保険金111万0181円を支払った場合、8万6762円が保険代位の認められる範囲であるにもかかわらず、自賠責保険から83万5110円回収しているが、自賠責保険からの回収が保険代位としての説明が難しいのではないか、被保険者への説明が十分に行われて

36) 被保険者が弁護士に依頼し、人傷協定終了後に、任意自動車保険に加入している加害者に損害賠償請求を訴外で行うことがある。仮に、人傷社が人傷基準損害額として1000万円を被保険者に支払い、その後被保険者と加害者・対人社が賠償金額の交渉を行い、加害者・対人社が総損害額を1500万円と認定し、被保険者に賠償金500万円を追加で支払ったとする。損害額について二重基準状態が生じ、不思議な現象が生じる。たとえば、被保険者の過失割合を5割とすると、人傷基準損害額による、人傷社の代位請求可能額は500万円である。裁判基準損害額が1500万円と仮定したら、人傷社の代位請求可能額は250万円である（1000万円－1500万円×0.5）。対人社は、1500万円×0.5（過失割合）＝750万円しか支払いに応じないから、被保険者に500万円、人傷社に250万円を支払う。人傷社の代位請求による回収額が目減りするのである。

37) 植草桂子「人傷一括払いと自賠責保険金の回収をめぐる問題点」（損害保険研究第79巻4号119頁以下）が実務の手続を含め詳細に解説されている。



いるのかを問いかけているようにも思える。

(2) 被保険者と人傷社が、賠償に先行して協定書を結ぶ時点では、損害額の物差しは人傷基準しかないから、原則として人傷社は人傷基準損害額全額を被保険者に支払うことになり、被保険者過失分を超えた人傷保険金の部分は、自賠責保険に当然代位できると考えてよい。したがって、協定書は人傷社が自賠責保険への被害者請求も含めて代位できることを確認していることになる<sup>38)</sup>。しかしながら、協定書締結後に、被保険者が訴訟手続によって加害者・対人社に賠償請求すると、人傷保険の損害の基準が裁判基準損害額にシフトし、過失相殺減額が生じることもあるので、その結果として、人傷保険金の支払額では被保険者過失分を超えて支払ったことにはならず、事後的に代位の余地がなくなっていくとの評価が生じる。そうすると、現在、人傷社と被保険者との間で締結されている協定書は、事後的に代位の余地がなくなったときに、いかような意味を持つのか明確にする必要がある。特に、人傷社による自賠責保険からの回収が、対加害者・対人社訴訟において損益相殺されるというのであればなおさらである。

(3) 以上述べたとおり、損益相殺の問題は、被保険者が加害者・対人社に訴訟提起して裁判基準の損害額による賠償請求をしているときに顕在化するのだが（前註36を参照されたい）、訴訟の場合に限らず、裁判外紛争解決手続、特に公益財団法人交通事故紛争処理センターの裁定等、対人社に裁定結果に拘束が生じる手続において、自賠責保険精算の

手続が十分でないにもかかわらず論点化する<sup>39)</sup>。同様の問題は、民事調停が申し立てられたときの調停に代わる決定（民事調停法17条）でも起こりうるが、同決定に対しては同法18条による異議申立ができるから、法的拘束力の発生を免れることができる<sup>40)</sup>。

(4) 既出の福岡高裁令和2年3月19日判決は、協定書による代位による自賠責保険への被害者請求の趣旨を検討しているが<sup>41)</sup>、人傷保険を支払った人傷社が自賠責保険への代位請求を行うのは、協定書を根拠にする場合もあれば、自動車保険約款の基本条項（一般条項）の代位規定を根拠にする場合もあれば、保険法25条を根拠にする場合もありうる。代位されている権利が加害者の加入している自賠責保険であることが主たる理由として、損益相殺を認めるのであれば、代位の根拠によって損益相殺に関する結論に差が生じることはないと思うが、たとえば、人傷社が保険法25条に基づいて自賠責保険から回収したときは、被保険者の意思によるものではないから、賠償請求訴訟においては損益相殺できないとなると、混乱が生じる。結論を先に述べると、人傷社が代位によって受領した自賠責保険金は、加害者に対する損害賠償債権から損益相殺するとの結論が、簡明である。その結果、被保険者に不都合があるときは、人傷社と被保険者との協議に任せるべきである。上記福岡高裁判決については、令和4年2月24日に最高裁で弁論が予定されている。

(5) 従来からの議論を少し敷衍する。解説のために、設例をあげる。

38) 自賠責保険は、訴訟外では厳密な過失相殺減額処理をしないので、人傷社が被害者請求した結果、人傷社の人傷基準での代位可能額を超えて自賠責保険から損害賠償額を受領することや人傷基準での加害者過失分を超えて同様に人傷社が自賠責保険金を受領することがある。しかしながら、これらの現象は、自賠責保険が被害者保護の観点で運用されている結果であるから、直ちに、人傷社の加害者過失分を超えた自賠責保険受領が不当利得になると評価できるかは疑問である。

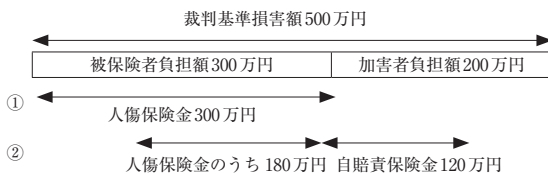
39) 同センターの利用規定19条における、その他審査に適さない場合に該当するかは明らかでない。現実には、同センターの裁定に基づいて賠償金を支払った対人社と対人社から自賠責保険金の調整を求められた人傷社との間で、人傷社が代位請求して取得した自賠責損害賠償額が不当利得になるのか争われているケースも存在するようである。

40) 現実の調停手続では、異議の申立（民事調停法18条）が必至の場合に、裁判所が調停に代わる決定をすることはほぼない。

41) 大阪地裁平成23年4月25日15民事部合議判決（交通民集44巻2号556頁）は、被保険者人傷社間の人傷保険金に関する調停が先行して存在し、先行調停事件において被保険者と人傷社の合意によって、人傷社が自賠責保険に被害者請求しためずらしい事案である。裁判所は、被保険者の過失割合からすると、人傷保険金は被保険者が負担すべき損害の部分に止まり、人傷社による代位の余地がそもそもなかったとしている。

## 設例

X（被保険者）は、Yを加害者とする交通事故で、裁判基準損害額で500万円、人傷基準損害額で300万円の損害を被った。本件事故に関しては、過失相殺として斟酌されるXの過失が60%あった。Xは人傷保険から300万円の支払いを受け、人傷社Zとの間で協定書を締結し、Zが保険金として支払った300万円に関して、Yが加入している自賠責保険への被害者請求に関してもZが代位請求することが内容とされていた。Zは自賠責保険に代位請求（被害者請求権の代位）し、自賠責保険から損害賠償額120万円を受領した、XはYに対して、裁判基準損害額500万円と受領した人傷保険金300万円の差額200万円の損害賠償請求訴訟を提起した。Xの過失割合（過失相殺減額）が60%見込まれるとき、裁判基準損害額を前提にした過失相殺後の賠償請求権の額は500万円×0.4=200万円となる。このような賠償請求権の計算を行っていったところ、Zが取得した自賠責保険の120万円は加害者に対する損害賠償請求権200万円の部分から、更に差し引く（損益相殺する）べきか、人傷保険金300万円の一部として、被保険者であるXが負担する損害部分（この設例では300万円の部分）から控除するべきか。



上記①は自賠責保険の支払分を、加害者負担額から更に損益相殺しないときの概念図である（従来、不当利得容認説といわれた考え方）。②は自賠責保険の支払分を加害者負担額から損益相殺する概念図である（従来、全部控除説といわれた考え方）。

上記の不当利得容認説を採用する見解は、森健二「人身傷害補償保険金と自賠責保険金の代位について」（赤い本2011年版・下巻93頁）、三木素子「人身傷害補償保険の諸問題」森富義明・村主隆行編著『交通関係訴訟の実務』420頁（商事法務 2016年）にも掲載され、それに沿った東京地裁判決も存在することから、裁判実務としてはほぼ定着する方向で推移していた。

①の概念図によれば、人傷社が人傷保険金300万円を支払ったとしても、保険法25条1項の解釈としては、人傷社が代位できる被保険者の債権はない。自賠責保険への被害者請求は被保険者に行使させるべきなのに、人傷社が自賠責保険に請求したときに、被保険者と加害者との関係で損益相殺処理して、結果的に被保険者の損害填補額を減らしてもよいかは、確かに疑問である。

また、不当利得容認説を支持する立場からは、福岡高裁事件でも当事者が主張しているが、自賠責保険が人傷社と対人社との間に立って、訴訟終了後に自賠責保険金の調整を行うシステムが機能しているから問題がないとの指摘がある。上記の例で、自賠責保険が加害者負担分に損益相殺されなかったときは、自賠社を介して、対人社は人傷社から、結果的に自賠責保険金120万円を回収するとの結論を実現している<sup>42)</sup>。

しかしながら、不当利得容認説を支持しない立場からは、実務的に看過し得ない現象の発生が指摘できる。たとえば、上記の設例は、遅延損害金<sup>43)</sup>と弁護士費用の論点を除外している。まず遅延損害金であるが、遅延損害金は原則、事故日から発生している<sup>44)</sup>。過失相殺後の加害者の債務が200万円のままであるとすると、事故発生日から年利3%の割合による遅延損害金が200万円に対して発生する。

42) このシステムがないと、賠償金を支払った加害者・対人社が自賠責保険金を受領した人傷社に不当利得返還請求を起こす可能性が高く、このシステムによって裁判紛争が抑止されているともいえる。

43) 森健二「人身傷害補償保険金と自賠責保険金の代位について」（赤い本2011年版・下巻 97頁）では、議論をシンプルにするため、遅延損害金を考慮しないこととしますと記載されている。

44) 最高裁昭和37年9月4日第三小法廷判決（民集 第16巻9号1834頁）

次に、弁護士費用は、実務的には請求認容された損害額元本の10%程度が認容されるが、この実務慣行に従うと、200万円×0.1=20万円が弁護士費用として算定される。果たして、これらの結論が妥当性を有しているのか検討する必要がある。

また、被保険者が裁判基準損害額と人傷基準損害額の差額の支払を求めて加害者を被告として訴訟提起する場合を除くと、自賠社を介した自賠責保険金支払いに関する調整は行われていない。そのため、人傷社による自賠責保険の代位請求が先行し、その後に加害者や対人社が、訴訟外で被害者に人傷保険金以外に賠償金を支払うとき、損益相殺額に自賠責保険金を含むか否かは実務上の問題点として浮上しており、①自賠責保険が支払った損害賠償額を損益相殺するか、②自賠責保険が支払った損害賠償額を損益相殺せずに、加害者や対人社が被保険者と示談解決したとき、加害者、対人社は人傷社に自賠責保険の受領額を、直接返還請求できるか、との紛争を起こさせている。現行システムの存在とは切り離して、理論的な問題を決着する要請は、現状でも存在する。

#### (7) 小括

(1) ないし(6)で述べたとおり、訴訟外で被保険者が賠償金を加害者・対人社に請求したときの自賠責保険金の調整の便宜、加害者の自賠責保険金が支払われているにもかかわらず、加害者の負担する遅延損害金、弁護士費用が加害者に有利な方向で計算されないことなど、不当利得容認説には問題が多い。最高裁判決によっては、全部控除説を前提にした人傷約款の改正などを考慮する必要性が生じる可能性がある。

## 10 まとめ

令和2年に相次いで、福岡高裁で人傷保険に関する重要な判決がなされた。いずれも最高裁判所に上告されているところであるから、最高裁判所の判断が待たれるとことである。なお、両事件とも、最高

裁判決を踏まえて、人傷保険約款の見直しが必要になる事件でもある。